

平成21年 5月15日

各 位

会 社 名 : 神 東 塗 料 株 式 会 社
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 宮 脇 一 郎
(コ ー ド 番 号 4 6 1 5 大 証 第 1 部)
問 合 せ 先 : 総 務 人 事 室 (総 務) 部 長 藤 井 敏 通
(TEL : 0 6 - 6 4 2 6 - 3 3 5 5)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第115回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)平成21年1月5日付で、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)」(以下、「決済合理化法」という。)が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。

①決済合理化法の施行により、平成21年1月5日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、該当条文(現行定款第6条第2項)およびこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文(現行定款第6条第4項)を削除するものです。

②決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)」が廃止されたため、これに伴い無効となった実質株主および実質株主名簿に関する文言(現行定款第7条第3項および第8条)を削除するものです。

③会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものです。

(2)その他、条文の修正に伴い、必要な字句の変更など所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数、株券の発行、単元株式数および単元未満株券の不発行)	(発行可能株式総数および単元株式数)
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は1億1,200万株とする。</p> <p><u>② 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>③ 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p><u>④ 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は1億1,200万株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>② 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
<p>第7条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第7条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
(株式の取扱)	(株式の取扱)
<p>第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取、その他株式に関する手続および手数料については、取締役会の定める株式取扱規定による。</p>	<p>第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規定による。</p>
第9条～第10条 (条文省略)	第9条～第10条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
<p>第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
第12条～第32条 (条文省略)	第12条～第32条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
<p>第33条 期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p>	<p>第33条 期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p>
第34条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	<p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>